



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

771	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
772	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	1
773	〃	( 〃 ).....	2
774	労働条件等実態調査の実施	(労働政策課).....	2
775	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	3
776	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
777	道路の供用開始	( 〃 ).....	4
778	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	4
779	〃	( 〃 ).....	5

## 告 示

### 和歌山県告示第771号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011500299	健輝苑有田川	有田市下中島西ノ瀬202-1	行動援護	特定なし	株式会社新輝	海南市下津町丸田195-1	平成28.7.1

### 和歌山県告示第772号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イズミヤスーパーセンター紀伊川辺店  
和歌山県和歌山市川辺220番
- 意見の対象となった届出に係る告示  
平成28年和歌山県告示第164号
- 意見の概要  
無し
- 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成28年7月12日から同年8月12日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第773号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イズミヤ和歌山店  
和歌山県和歌山市新生町7番20号
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成28年和歌山県告示第165号
- 3 意見の概要  
無し
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成28年7月12日から同年8月12日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第774号**

和歌山県統計調査条例（平成21年和歌山県条例第22号）第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

平成28年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査の名称及び目的
- (1) 名称  
労働条件等実態調査
- (2) 目的  
県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料に供することを目的とする。
- 2 調査対象の範囲  
次に掲げる範囲に属する事業所
- (1) 地域的範囲  
和歌山県内全域
- (2) 属性的範囲  
日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類のうち次に掲げる大分類に属する事業所
- ア D 建設業  
イ E 製造業

- ウ F 電気・ガス・熱供給・水道業
- エ G 情報通信業
- オ H 運輸業, 郵便業
- カ I 卸売業, 小売業
- キ J 金融業, 保険業
- ク K 不動産業, 物品賃貸業
- ケ L 学術研究, 専門・技術サービス業
- コ M 宿泊業, 飲食サービス業
- サ N 生活関連サービス業, 娯楽業
- シ O 教育, 学習支援業
- ス P 医療, 福祉
- セ Q 複合サービス事業
- ソ R サービス業（他に分類されないもの）

### 3 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

- ア 事業所の現況
- イ 賃金及び労働時間
- ウ 定年制の有無等
- エ 育児及び介護休業制度の利用状況等
- オ パートタイム労働者の労働条件
- カ 公益通報者保護法に係る規定の有無等
- キ 人事及び労務管理の状況

#### (2) 基準となる期日

平成28年7月31日

### 4 報告を求める者

2の範囲に属し、県内に主たる事務所を有する次に掲げる民営の事業所

- (1) 常用雇用者が30人以上の全事業所（県内に複数の事業所がある場合は、主たる事業所）
- (2) 常用雇用者10人以上30人未満の事業所のうち産業分類別に無作為に抽出した約600事業所

### 5 報告を求めるために用いる方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式

### 6 報告を求める期間

調査票が到着した日から平成28年8月31日までとする。ただし、調査の再依頼を行う場合は、平成28年9月30日まで期間を延長するものとする。

## 和歌山県告示第775号

平成28年和歌山県告示第606号（以下「告示第606号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 所在が不明である通知の相手方

- 大西修
- 大西伊右衛門
- 井本林右エ門

南政之助  
森下岩松  
南勝太郎

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第606号のとおり

**和歌山県告示第776号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道  
2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字瀬井字祢ぶ 碓518番2地先から同町大字瀬井 字石川544番2地先まで	旧	5.55 } 20.19	126.45	
同上	新	9.90 } 41.51	102.22	

**和歌山県告示第777号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字瀬井字祢ぶ碓518番2地先から同町大字瀬井字石川544番2地先まで

供用開始の期日 平成28年7月12日

**和歌山県告示第778号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

清水川(1-202-1-112)、冷水川(1-202-1-113)、清水川右支溪(1-202-1-114)、飯盛川(1-202-1-115)、冷水1(1-202-1-116)、藤白川左支溪(1-202-2-071)、冷水3(1-202-2-073)、藤白川左支溪(1-202-3-031)、清水川(1-202-3-032)、冷水(2)(I-447)、ひや水(3)(I-479)、ひや水(4)(I-481)、ひや水(5)(I-483)、冷水(I-484)、冷水(3)(I-485)、冷水(4)(I-3468)、冷水(5)(I-3469)、冷水(6)(I-90035)、冷水(7)(I-90036)、冷水(8)(I-90037)、冷水(201)(II-2164)、冷水(202)(II-2225)、冷水(203)(II-2226)、冷水(204)(II-2227)、冷水(205)(II-2228)、冷水(206)(II-2229)、冷水(207)(II-90119)、冷水(208)(II-90120)、冷水(209)(II-90121)、冷水(210)(II-90122)、冷水(211)(II-90123)、冷水(305)(III-1141)、冷水(306)(III-1142)、冷水(307)(III-1143)、冷水(308)(III-1144)、冷水(309)(III-1145)、冷水(311)(III-90105)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び地滑り

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

冷水2(1-202-2-072)、冷水(200)、藤白坂1(199)、地藏峰寺1(310)、地藏峰寺2(311)、鉢伏山(312)、中(317)、梅田(318)、上谷2(201)、黒沢牧場(202)、扱沢(203)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第779号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年7月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

和田地谷(7-424-1-024)、古座川左支溪(7-424-1-027)、古座川左支溪(7-424-2-051)、和田地

谷左支溪(7-424-2-053)、和田地谷左支溪(7-424-2-054)、古座川左支溪(7-424-2-055)、古座川小左支(7-424-2-038)、一雨(I-1800)、一雨和田地(I-1801)、小柳(I-1802)、一雨(102)(I-70070)、一雨(103)(I-70071)、一雨(201)(II-7475)、一雨(202)(II-7476)、一雨(203)・一雨(II-7477)、一雨(204)(II-7479)、一雨(205)(II-7554)、一雨(101)(II-70069)、洞尾(308)(III-4308)、一雨(301)(III-4309)、一雨(302)(III-4310)、真砂(2)(I-2188)、真砂(I-2373)、大川(208)(II-7539)、三尾川(107)(I-70078)、三尾川(101)(II-70072)、三尾川(102)(II-70073)、三尾川(103)(II-70074)、三尾川(104)(II-70075)、三尾川(105)(II-70076)、三尾川(106)(II-70077)、三尾川(108)(II-70079)、月野瀬(205)(II-7549)、月野瀬(206)(II-7550)、月野瀬(101)(II-70080)、月野瀬(102)(II-70081)、川口(304)(III-4326)、川口(305)(III-4327)、月野瀬(302)(III-4329)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

古座川左支溪(7-424-1-023)、小柳谷(7-424-1-025)、古座川左支溪(7-424-2-052)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)